

半田市上下水道事業事務分掌規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年四月一日

半田市長 久世 孝 宏

半田市上下水道事業管理規程第一号

半田市上下水道事業事務分掌規程等の一部を改正する規程

(半田市上下水道事業事務分掌規程の一部改正)

第一条 半田市上下水道事業事務分掌規程(昭和六十三年半田市水道事業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「水道部」を「環境水道部」に改める。

第二条中「上水道課及び下水道課」を「上下水道経営課及び上下水道工務課」に改め、同条の表を次のように改める。

(別紙のとおり)

第五条の表を次のように改める。

(別紙のとおり)

(半田市上下水道事業会計規程の一部改正)

第二条 半田市上下水道事業会計規程(昭和五十六年半田市水道事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「上水道課長及び下水道課長」を「上下水道経営課長」に、「上水道課長又は下水道課長」を「主管課長」に改める。

第二十九条第二項中「下水道課長」を「上下水道経営課長」に改める。

(半田市上下水道事業公印規程の一部改正)

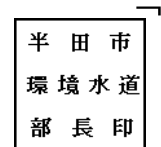
第三条 半田市上下水道事業公印規程(平成二年半田市水道事業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項、第六条及び第九条第二項中「上水道課長」を「上下水道経営課長」に改める。

別表市長印の項中「上水道課長」を「上下水道経営課長」に改め、同表市長職務代理者印の項中「上水道課長」を「上下水道経営課長」に改め、同表部長印の項中



を



に、「上水道課長」を「上下水道経営課長」に改め、同表

企業出納員印の項中「上水道課長」を「上下水道経営課長」に、「下水道課長」を「上下水道経営課長」に改める。

様式第一及び様式第二中「上水道課長」を「上下水道経営課長」に改める。

(半田市水道事業無線局管理規程の一部改正)

第四条 半田市水道事業無線局管理規程(平成元年半田市水道事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「半田市水道部(以下「水道部」という。)」を「環境水道部」に改める。

別表中「水道部長」を「環境水道部長」に、「上水道課長」を「上下水道経営課長」に、「水道部員」を「環境水道部員」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

半田市上下水道事業事務分掌規程第 2 条関係 別紙

事業	部	課	担当
上下水道事業	環境水道部	上下水道経営課	経営担当
			給排水担当
		上下水道工務課	配水担当
			雨水担当
			汚水担当
			施設担当

半田市上下水道事業事務分掌規程第5条関係 別紙

上下水道経営課	- 一 上下水道事業の企画及び経営に関すること。 - 二 上下水道事業の計画及び認可に関すること。 - 三 予算及び決算並びに業務状況報告に関すること。 - 四 現金及び有価証券の出納保管に関すること。 - 五 水道料金及び下水道使用料並びにその他の調定及び徴収等に関すること。 - 六 量水器の検針及び使用水量に関すること。 - 七 県営水道の受水に関すること。 - 八 水質の管理及び検査に関すること。 - 九 下水道受益者負担金に関すること。 - 十 流域下水道に関すること。 - 十一 給水装置の設計審査及び検査に関すること。 - 十二 漏水等（破損事故、給水取出し工事を含む）の対応および指示監督に関すること。 - 十三 公共下水道(公共汚水桝及び取付管)の設置、改築及び維持管理に関すること。 - 十四 排水設備の普及促進、確認審査及び検査に関すること。 - 十五 貯水槽水道設置者への指導、助言及び勧告に関すること。 - 十六 指定給水装置工事事業者及び下水道指定工事店の指定及び指導に関すること。
上下水道工務課	- 一 水道施設の新設、改築、更新及び維持管理に関すること。 - 二 公共下水道(雨水及び汚水)の設置、改築及び維持管理に関すること。 - 三 排水機場の設置、改築及び維持管理に関すること。 - 四 水質の管理及び検査に関すること。 - 五 漏水等の対応および指示監督に関すること。 - 六 水道施設、公共下水道、排水機場の緊急を要する運営に関すること。

様式第1(第5条関係)

公 印 作 成(改 刻)届		
年 月 日		
上下水道経営課長 殿		
管守者 氏 名		
次のとおり公印を作成(改刻)しました。		
印 影	公 印 名	
	品 質	
	寸 法 (ミリメートル)	
	作 成(改 刻)	年 月 日
	用 途	
	使 用 開 始	年 月 日

様式第2(第5条関係)

公 印 廃 止 届		
年 月 日		
上下水道経営課長 殿		
管 守 者 氏 名		
次のとおり公印を廃止しました。		
印 影	公 印 名	
	品 質	
	寸 法 (ミリメートル)	
	廃 印	年 月 日
	事 由	